



2026 February No.390

広報

みはら



まーまれーど



三原村はたちの集い

村税納付

期限のお知らせ

- 国保税 第8期 令和8年 3月 2日
- 固定資産税 第4期 令和8年 3月 31日

よろしくお願いします。

2

人口と世帯数 | 総人口：1,327人 | 男：650人 | 女：677人 | 世帯数：715世帯

(令和7年12月31日現在)

議会だより

令和8年2月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

11月臨時会

○議案審議 ②ページ

12月定例会

○村長行政報告 ③ページ

○一般質問 ③ページ

○議案審議 ④ページ

○議案の賛否一覧 ④・⑤ページ

○議会の動き ⑤ページ

○委員会の動き ⑤ページ

第6回臨時会

議案審議

令和7年度三原村一般会計歳入歳出補正予算について

補足説明

新谷農林業建設課長

補正額の1千3百85万円につきましては、公益財団法人三原村農業公社の公益目的事業補助金を村内農家が安心して農業を継続できるよう三原村農業公社の公益目的事業を充実させることを目的とする補助金。

質疑 杉本 龍司

農業公社からの卒業就農者が、現在何名ユズ栽培を行っているのか。

新たな公益目的の農業振興する予定があるのか。

5ヵ年計画で経営改善立て直しの検証ができて

いるのか。
貸付金の1億2千9百万円の返済計画はどのよ

うになっているのか。公益財団法人として、このまま税金を投入していて、村民及び農業従事者の理解が得られると思うのか。

答弁 新谷農林業建設課長

農業公社でユズ栽培の研修をして、何名が栽培されているかという事については、詳細な数字を持ち合わせていないため、また後で調べたうえでお答えする。

公益事業の今後の計画については、今のところない。

5ヵ年計画で補助金を拠出して、返済予定としているが、経営がうまく回っていないため、現在、猶予となっている。

貸付金の返済について、農業公社理事長にも直接お会いし、返済のお願いをした。

質疑 杉本 龍司

公益法人として貸付され、公益法人が返済するという規則があり、その辺りもしっかりしないことには、この公益法人と

して、組織としての在り方に問題があると思う。私は、こういう補助金に出していく事は理解が得られないと考えるが、これでも適正と思うか。

答弁 新谷農林業建設課長

しっかり調査、確認もし、今後の対応は必要と考えるが、皆さんの税金を投入して貸付をしていることなので、返済計画についても十分に説明ができるよう、もう一度農業公社へお願いしたいと考える。

質疑 中平 直明

公益財団法人とは名ばかりで、この中の公益性に対して、ウェイトがかなり低いような気がする。37ヘクタールとかなりの面積だが、農業公社で対応していくにあたり、園地を減らして研修事業に専念してもらうことを選択した方がいいのではないか。農家の方、また栽培事業者、会社などが参入してくるという事をしないと、村が負担するの

はもうできないと思うが、
どのように思われるか。

答弁 新谷農林業建設課長

村からの補助金が少し
でも少なくなるような経
営改善は必要と考える。
村からの補助金が右肩下
がりになるような数字に
表れたら、皆さんも、も
う少し理解が出やすいの
ではないかと考えている。
そのような取り組みがな
されるように農業公社へ
もお願いする。

農業公社の経営方針な
どは理事会において決定
されるものであり、私か
らの発言は好ましくない
と思うため、ご理解いた
だきたい。

反対討論 杉本 龍司

この臨時議会の開催、
農業公社の資金が焦げ付
く、そのような状況で、
12月定例会の補正では間
に合わない。公益財団法
人としての、組織として
疎かな組織ではないか。
これで経営を改善する、
立て直すといわれても、
これは組織自体に問題が

あるのではないか。

農業者も、農薬代、肥
料代、高くなっているの
で補助してくれ。農業を
守っているのは農業公社
だけではないだろう。と
いう話もあるため、この
まま農業公社に公金を続
けていく事は不可能と思
う。どうしてもお金がい
るなら、返済義務のある
貸付金で対応する。そう
すれば企業努力も生まれ、
理事会としても、返済す
るという事は、自分の会
社としての在り方を考え
てくれると思うため、こ
の補助金には反対する。

賛成討論 山岡 美佐代

もちろん全てにおいて、
足りないから補助金を出
すという事はいけない。
農業公社というものが、
村出資で公益性を持った
団体であるため、公益性
のある部分についての補
助金は、村としてもしか
るべき判断として出して
も問題ないと思う。た
だし、農業公社も経営の
立て直し、農家に対して
の支援等々、ここはもう

一度見直しをして、経営
改善に向けて一生懸命努
力していく事を強く願う。
昨年度からこのことに

ついては、農業公社から
も特別委員会に対して相
談もあったが、この事を
特別委員会の中で協議し
てこなかったというのは、
議会側にもある程度の責
任、落ち度はあるのでは
ないかと思う。

今回この補助金を支払
わなければ、確実に農業
公社は潰れてしまう。農
業公社を潰すわけにはい
かない。農家のためにも
残すべきではないかとい
う観点から賛成する。

反対討論 中平 直明

農薬、人件費の節約な
どを願われたことで、多
少なり、成果ではなく過
程は見受けられた。しか
し、抜本的な改革には至
っていないと思う。よっ
て、このことに関しては
反対し、貸付金で対応す
べきと思う。

第7回定例会

村長 行政報告

11月3日に開催した
どぶろく農林文化祭には、
1千5百人の来客があり、
高知県キャンペーンとタ
イアップした、連続テレ
ビ小説「あんぱん」や、
高知大好きポケモンオ
ーのイベントと併せて開
催し、盛大に行う事が出
来た。

11月の「みはら学び
の月」として、どぶろく
農林文化祭での小中学生
による伝統芸能の、うち
わ踊りと太刀踊りの披露
や、保小中合同発表会
は音楽、総合学習の発表
を行った。また11月は
毎週1回「みはら読書の
日」として本を読む時間
を作る呼びかけや、生涯
学習講演会などの取り組
みも行った。

一般質問



質問 中平 直明
公益財団法人三原村
農業公社の未収金はど
うするのか

公益財団法人三原村農
業公社に1億3千万円ほ
どの貸付金が村よりある
が、返済の目途が立たな
いまま、理事責任はどの
ようにとるのか。今後、
理事を継続されるのか。
また、辞任され責任は取
らないのか。

答弁 田野村長

長期間に至ろうと、全
額返済は原則と考えてい
る。必要とされるなら理
事としての役割を受ける
ことも選択肢の一つと思
っている。



質問 杉本 龍司

退任前に農泊交流施設の責任と解決策の厳格さを問う

農泊交流施設は、隣地地権者との間で境界の相違があった。村長は土地の問題は発生しないと工事を継続した。一時、工事を中断した時もあった事業だが、再開し、後、裁判に至った。地方公共団体は法律、条令、規則に基づき事業を行わなくてはならない。何故裁判まで起こし、事業が凍結状態になったか。執行者責任は甚大であり、公図不明、筆界未定地、隣地との確認の取れない土地に重機を入れ、工事を着手したのか問う。

答弁 田野村長

図面を提供し意見を

し議会の議決を得てここまで来た。議会で可決がされれば執行権は行政側に有り遂行する。国土調査を基として測って、道路が付いて、公図と思いい説明した。

質問

当該地は地籍調査が行われた所で話をしていた。

当該地の地籍調査結果を調べれば、隣地地権者の印鑑がない地籍調査を公図として法務局へ届けた。この様な問題が発覚すれば地籍からやり直し、工事を打つてはダメであり、私が追及しているのはこの事。他、議員の方もこの事を追及して来た。ここに怠慢はないと言えるのか問う。

答弁

経過は議員さん共々意見を共有、議論を出し合いい議決され、当然、議決がされたなら執行権は行政側にあり事業を遂行している。二元代表制は議

議案審議

四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて

補足説明

谷口地域振興課長

新食肉センターを核とする畜産振興と、雇用の場の維持、拡大を追加するもの。

質疑 杉本 龍司

協定書の内容はしっかりとした協議を重ねた上のものか。予算はいくらぐらいになるのか。

答弁 谷口地域振興課長

協定内容は関係市町村の合意は得ている。三原村の概算見込みは、令和7年から令和11年までで、約2千万円を予定している。

令和7年度

三原村一般会計

歳入歳出補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千4百57万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳出予算それぞれ26億3千6百56万2千円とする。

補足説明

大塚総務課長

常備消防費で、2百54万7千円。職員の人事院勧告に伴う給与、新採用職員の装備品一式。

質疑 杉本 龍司

三原村消防に対して定員が不足している。新採用により、現在2名乗車での救急搬送が、3名乗車に担保できるような体制になるのか。

答弁 大塚総務課長

消防職員は、8名の現状で、今は体制が取れる状況ではない。人件費の問題になり、すぐには厳しいかと思われるが、財政を吟味しながら、職員の増員をさせて頂ければと考えている。

令和7年 第6回臨時会(11月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案番号	議案名	氏名	山岡	中平	杉本	新谷	嶋田	浅井	大倉	沖	可否
第51号	令和7年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて		○	×	×	○	○	○	○	-	可

令和7年 第7回定例会(12月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:－

議案 番号	議 案 名	氏 名	山 岡	中 平	杉 本	新 谷	嶋 田	浅 井	大 倉	沖	可 否
第52号	四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の 一部を変更することについて		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第53号	三原村議会議員及び三原村長の選挙における選挙運動用ポス ターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第54号	三原村印鑑条例の一部を改正することについて		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第55号	令和7年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めること について(14,570千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第56号	令和7年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予 算を定めることについて(56千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第57号	令和7年度三原村国民健康保険診療所保険特別会計歳入歳出 補正予算を定めることについて(549千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第58号	令和7年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を 定めることについて(1,674千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第59号	令和7年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正 予算を定めることについて(627千円増額)		○	○	○	○	○	○	○	－	可
第60号	令和7年度三原村簡易水道事業会計補正予算を定めること について		○	○	○	○	○	○	○	－	可
同 意 第 2 号	三原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	－	同

議会の動き(11月～12月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
11 / 21	令和7年第6回 三原村議会臨時会	三 原 村	全 議 員
11/27～ 12/2	令和7年第7回 三原村議会12月定例会	〃	〃
12 / 23	公益財団法人 三原村農業公社に関する調査特別委員会	〃	議長・全委員
12 / 24	幡多西部消防組合議会	宿毛市	議長・議員

委員会の動き(11月～12月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
11 / 14	総務常任委員会 ○農業公社補助金について	三 原 村	全 委 員
11 / 21	総務常任委員会 ○12月議会対応について	〃	全 委 員
11 / 21	議会運営委員会 ○12月議会対応について	〃	議長・全委員
12 / 3	総務常任委員会 ○農泊事業の裁判の経緯について	〃	全 委 員
12 / 23	公益財団法人三原村農業公社に関する調査特別委員会 ○園地の視察 ○振興センター農業経営モデルと公益財団法人三原村 農業公社との園地の検証 ○収穫量及び青果率向上の検証 ○肥培管理職員数と園地面積との検証	〃	議長・全委員



新年のごあいさつ



三原村長

武内 則男

新年あけましておめでとうございます。
皆様におかれましては、新春を健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、平素は村政に対し、多大なるご理解とご協力、ご指導賜り、心より御礼申し上げます。

さて全国で急激に進行する人口減少が大きな社会問題となっており、その対策が国・都道府県・市町村に求められています。国は、1994年(平成6年)エンゼルプランを策定し、「保育サービスの充実」「仕事と子育ての両立支援」「地域での子育て支援」「経済的負担の軽減」といった政策を掲げ、この間取り組みを進めてきましたが、改善するには至っていません。三原村においては、第1子・第2子・第3子以降に応じた「ゆりかご祝い金」の支給、保育料・給食費の無償化など、子育て世帯の経済的負担を軽減する包括的な支援を実施し、子育てしやすい環境づくりを進めています。

三原村は、こうした全国の小規模自治体が直面する課題の縮図であると同時に、その解決策を示すローモデルとなる可能性を秘めています。人口減少・高齢化という厳しい環境の中でも、地域のアイデンティティを守りながら、新たな価値を創造していくことは可能です。重要なのは、「生き残り」ではなく「自立と誇りの継承」という視点です。三原村が培ってきた歴史、文化、自然、コミュニティという資産を次世代に引き継ぎながら、時代に即した持続可能な地域モデルを構築していくために、果敢に挑戦する一年にしたいと思っています。

村民の皆様方のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。
結びに、本年が皆様にとって幸多き素晴らしい年となりますよう心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます



三原村議会議長

沖 憲二

新年あけましておめでとうございます。

村民の皆様方におかれましては、健やかな新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、日頃より村議会に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年の国内では、令和の米騒動や、各地で人里にクマの出没、また年末には、青森県東方沖地震マグニチュード7.5の地震が発生し、その後も後発地震注意情報が発表されるなど、自然界でのニュースが多かったように思います。

一方で、4月から10月まで開催された大阪・関西万博、また野球界では、大谷選手の二刀流復活、3年連続のMVP、ワールドシリーズ連覇をはじめ、その他海外での日本人の活躍など明るいニュースも数多くありました。

本村では、昨年末から新村長が就任し、新たな風が吹くものと思います。村議会といたしましても、村民の健康と生活を守るための取り組みを最優先し、より一層、三原村の活性化に努めてまいります。

村民の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとって幸多からんことを御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。





火災 救急は119

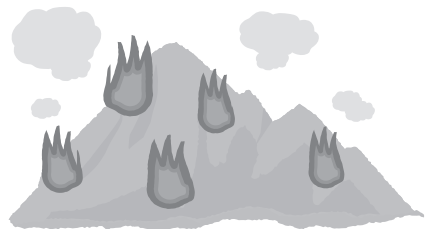


～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

令和8年1月1日から
林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始しました！

林野火災注意報・林野火災警報とは？

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災では、延焼面積約3,370ha、約90棟の住宅が被害を受けました。このような状況を踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始しました。



＜林野火災注意報・林野火災警報の発令指標＞

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標	前3日間の合計降水量が1mm以下 ＋ 前30日間の合計降水量が30mm以下 または、乾燥注意報の発表 ※当日に降水が見込まれる場合や 積雪がある場合にはこの限りでない。	林野火災注意報 ＋ 強風注意報
内 容	発令地域は屋外で火の使用中止の努力義務	発令地域は屋外で 火の使用制限
罰 則	なし	あり

林野火災警報発令時において、屋外での火の使用は制限されます！

○林野火災警報発令時の【火の使用の制限】に従わなかった場合

30万円以下の罰金または拘留に処することが

消防法で定められています。

※ 林野火災注意報・警報発令時の具体的な制限・禁止事項についてのリーフレットを配布いたしますのでご参照ください。

住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務！

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・
幡多西部消防組合 三原分署 予防係 0880-46-2629

ポータブル蓄電池を 寄贈していただきました

11月17日、四国電力（株）さまから、社会貢献活動の一環としてポータブル蓄電池を寄贈いただきました。

いただきましたポータブル蓄電池については村内の避難所などで有効に活用させていただきます。



武内村長初登庁

三原村長選挙にて初当選した武内則男村長が、令和7年12月25日に初登庁。

庁舎玄関にて職員らの拍手で出迎えられ、花束の贈呈を受けました。



令和8年度(令和7年分)村県民税申告のお知らせ

令和7年所得分の村県民税の申告受付を例年どおり地区別で行います。

下記の日程で都合が悪い方は、3月16日までに役場（税務係）で申告をお願いします。

また、確定申告は、2月16日から3月16日まで中村税務署と役場（原則、水曜日）で受け付けています。

日程表 受付場所：各集会所

地 区	令和8年	午 前	午 後
亀ノ川	2月13日(金)	9:00~11:30	
広 野	2月13日(金)		1:30~ 4:00
下 切	2月16日(月)	9:00~11:30	
芳 井	2月16日(月)		1:30~ 4:00
柚ノ木	2月17日(火)	9:00 ~ 3:00	
宮ノ川	2月19日(木)	9:00 ~ 3:00	
来栖野	2月20日(金)	9:00~11:30	
狼 内	2月20日(金)		1:30~ 4:00
皆 尾	2月24日(火)	9:00 ~ 3:00	
上下長谷	2月26日(木)	9:00~11:30	
下長谷	2月26日(木)		1:30~ 4:00
上長谷	2月27日(金)	9:00~11:30	
成 山	2月27日(金)		1:30~ 4:00
役場(税務係)	上記日程以外の日 <土・日・祝日を除く>	8:30~12:00	1:00~ 5:15

●役場受付期間

- ・ 令和8年2月13日～令和8年2月27日 8:30-17:15 (※) 水曜日のみ
 - ・ 令和8年3月 2日～令和8年3月16日 8:30-17:15 (※) 月曜日から金曜日
- (※12:00-13:00は昼休みのため、担当不在となります。)

●申告の必要な方、必要でない方

申告の必要な方は、令和8年1月1日時点で三原村に住所があり、次に該当する方です。
(ただし、確定申告をした方は村県民税の申告は必要ありません。)

1. 営業所得、農業所得、不動産所得などがある方

通常は申告する必要があるあります。

2. 給与所得がある方

給与所得者は、通常は申告する必要はありませんが、次に該当する方は申告が必要です。

- ・勤務先から給与支払報告書が提出されていない方（日雇い、アルバイトなど）。
- ・給与所得の他に、営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などがある方。
- ・年末調整がされていないため、社会保険料控除、扶養控除、医療費控除などを申告される方。

3. 公的年金等所得がある方

公的年金等所得者は、通常は申告する必要はありませんが、次に該当する方は申告が必要です。

- ・公的年金等所得の他に、営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などがある方。
- ・村県民税が課税となる方は、社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など源泉徴収票に記載のない控除を申告することができます。

4. 前年中に所得がなかった方

前年中に所得がなかった方は、通常は申告の必要はありませんが、次に該当する方は申告が必要です。

- ・国民健康保険税の軽減制度を受ける方。

●申告の対象となる期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間。

●申告に持参していただくもの

1. 印鑑（認印）

2. 収入や必要経費がわかるもの

○給与をもらっている方

- ・源泉徴収票または給与支払証明書

○公的年金等収入のある方

- ・源泉徴収票

○営業、農業、その他事業の所得がある方

- ・売上及び経費がわかる領収書・帳簿等

(令和7年中に農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。)

3. 所得控除がわかるもの

(1) 社会保険料控除（社会保険料控除証明書、領収書）

(2) 生命保険料控除（生命保険料控除証明書）

(3) 地震保険料控除（地震保険料控除証明書）

(4) 医療費控除（本人及び被扶養者の領収書、医療費のお知らせ、生命保険等で補填された場合はその金額がわかるもの）

(5) 寄付金控除（寄付金受領証明書）

(6) 障害者控除（障害者手帳や療育手帳など）

(7) 配偶者特別控除（配偶者の所得がわかるもの）



●国民健康保険税について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税国民健康保険税の税額軽減制度がありますが、所得の申告がない方はこの軽減制度を受けられません。軽減制度を受けられる方は、所得がなくても必ず申告してください。

お問合わせは、役場税務係まで(☎46-2111)

中村税務署からのお知らせ～確定申告会場は2月16日（月）開設!～

【期 間】2月16日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く。）

※会場への入場には、整理券が必要です。整理券の配付状況により、後日の案内となる場合があります。

※贈与税や土地の譲渡所得について申告相談を希望される方は、担当職員が従事している、3月2日（月）以降にお越しください。

【整 理 券】国税庁LINE公式アカウントから事前発行 又は 会場で当日配付

※上記【期間】中の電話での事前予約は、受け付けていません。

【受付時間】8時30分～16時（相談開始は、9時から）

【必要書類】申告書作成に必要な書類（源泉徴収票等）のほか、以下のものを持参してください。

マイナンバーカード（パスワード①、②を含む）

①利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

②署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

※パスワードの有効期限をご確認ください。また、パスワードを忘れた場合やロックされた場合は、「公的個人認証サービスのポータルサイト」をご確認ください。

【事前準備】確定申告では、マイナポータル経由で各種控除証明書等のデータを一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力するマイナポータル連携が大変便利です。マイナポータル連携を利用するためには事前準備が必要です。手続きに時間がかかる場合がありますので、来場前に余裕を持って事前準備をお願いします。



国税庁LINE公式
アカウントはこちら!



パスワードを忘れた場合や
ロックされた場合はこちら!



マイナポータル連携の詳細
についてはこちら!

問 中村税務署 ☎0880-35-2135

所得税などの申告は、マイナンバーカードで自宅からe-Tax!

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税の申告書等を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

「確定申告書等作成コーナー」を利用した入力方法等については、動画（YouTube「国税庁動画チャンネル」）で紹介しています。

AI（人工知能）を活用した税務相談チャットボット「ふたば」では、スマートフォン等から24時間（メンテナンス時間を除く。）所得税等の確定申告に関するご相談を受け付けています。



確定申告書等作成
コーナーは
こちら!



動画で説明!
YouTube
「国税庁動画チャンネル」



チャットボット
「ふたば」への
ご相談はこちら!

問 中村税務署 ☎0880-35-2135

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和8年3月19日(木曜日)
- ・開設時間：午前10:00～午後12:00まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話(0880-34-1616)までご連絡ください。



相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)
- ・年金証書
- ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

民生委員・児童委員・主任児童委員の皆様を紹介します



民生委員・児童委員・主任児童委員の皆さんは地域で生活上の問題や家族の問題、高齢福祉や児童福祉など、あらゆる分野の身近な相談相手として活動しています。

令和7年12月1日に、全国一斉改選が実施され、次の皆さんが厚生労働大臣の委嘱を受けました。各地区の民生委員・児童委員・主任児童委員は次のとおりです。(敬称略)

民生・児童委員			
担当地区	担当者名	担当地区	担当者名
下切	西岡 寿志	芳井	岡本 君子
亀ノ川・広野	黒岩 智佐	下長谷	兵頭 恵
柚ノ木	大塚 佐代	上下長谷	岡村 佐恵子
宮ノ川	中平 博	上長谷	今西 美穂
来栖野	津野 智美	狼内・成山	阿部 あけみ
皆尾	川田 真理子	星ヶ丘・清水川	近森 洋一
主任児童委員			
村内全域	金子 三都子・東 幸美		

オンラインでの**確定申告**に使える 公的年金等の**源泉徴収票**を **マイナポータル**で受け取れます！

簡単！

便利！

書面でお届けしている源泉徴収票は、マイナポータルにおいて電子データで受け取ることが可能です。受け取った電子データは、e-Tax※¹を利用した確定申告に利用できます。

※1 国税に関する各種手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるシステム。

STEP 1

マイナポータルとねんきんネットの連携

- ・マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを行う必要があります。連携手続きがお済みでない方は裏面をご確認ください。

STEP 2

ねんきんネットで電子送付希望の登録

- ・マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「通知書のペーパーレス化（ねんきんネット）」からねんきんネットにログインし、確定申告をする年の前年12月下旬までに**電子送付希望の登録**をしてください。※²

※² 「電子送付する」と登録した場合、書面の源泉徴収票は郵送されなくなります。12月中旬以降に登録を行った場合、書面の源泉徴収票が届くことがあります。お早めにご登録ください。

STEP 3

マイナポータルで電子データの受け取り

- ・12月下旬から1月上旬にかけて当年分の源泉徴収票の電子データがマイナポータルの「お知らせ」に届きます。※³
- ・一度登録することで、**毎年**電子データで受け取れます。※⁴

※³ 上記の期間に電子データを受け取れなかった方も、ねんきんネットからの再交付申請を行うことで、電子データを受け取れます。

※⁴ 電子データはデータ取込を目的としているため、源泉徴収票の内容を確認したい場合は、ねんきんネットの「通知書を確認する」からご確認ください。

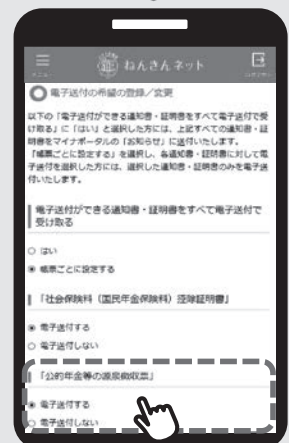
STEP 4

e-Taxでの確定申告に利用

- ・国税庁のホームページから「**確定申告書等作成コーナー**」を開き、**e-Taxでの確定申告**を行ってください。
- ・マイナポータル連携を利用して、源泉徴収票の内容を簡単に**取り込み**、確定申告書に**自動入力**されます。



【STEP 2のイメージ】



利用方法等の詳細は、日本年金機構のホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html



あなたの 年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、
スマートフォンとマイナンバーカード をご用意ください！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

STEP1：マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのログイン画面を開き、下部の「登録・ログイン」を選択。
- ② ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ③ 画面の案内に従い入力・選択。

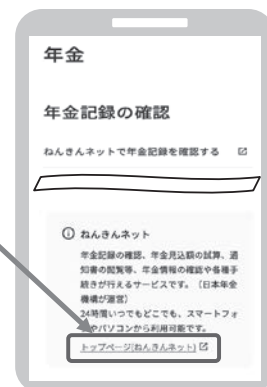
→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



STEP2：マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「年金」を選択し、遷移後のページ内の「トップページ（ねんきんネット）」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録／変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



ねんきんネットでは、年金記録・各種通知書の確認や、扶養親族等申告書の提出等ができます！

年金記録を確認できる

- ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。
- 持ち主のわからない年金記録も検索できます。（亡くなった方の記録も含まれます）

各種通知書を確認できる

- 年金振込通知書や年金額改定通知書等の各種通知書の内容確認ができます。

扶養親族等申告書の提出ができる

- マイナポータルからログインすると、扶養親族等申告書の提出ができます。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



受付時間

0570-058-555

月曜日：午前8時30分～午後7時00分
火曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※休日、祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

050から始まる電話で
おかけになる場合は
03-6700-1144



三原村食生活改善推進協議会 (ヘルスメイト)って？

食生活改善推進協議会とは・・・

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、ピンクのエプロンやTシャツを着て、食を通した健康づくり活動を行うボランティア団体です。

【年間の活動内容】

1. 総会・研修会

- ①三原村総会(4月)【保健センター】
- ②年に5回の研修会(6月・9月・10月・12月・2月)
【保健センター】
- ③幡多地区総会・研修会及び高知県総会・研修会に参加



2. 活動事業

- ①親子へ啓発イベント(保育所や小中学校での調理)
(保育所訪問)
 - 6月 歯みがき教室
(小学校訪問)
 - 11月 おやこの調理実習(1年生)
 - 2月 おやこの調理実習(3年生)
 - 9月 おやこの調理実習(5年生)
(中学校訪問)
 - 10月 防災の炊き出し(全校生徒参加)
 - 3月 郷土料理調理実習(全校生徒参加)



- ②働き世代・高齢者へ啓発イベント
(食育イベント)

11月3日 どぶろく農林文化祭で、ブース出展し、減塩みそ汁の試飲やフレイル予防アンケートをします。

(高齢者低栄養予防教室)

年に3回集会所で、栄養しっかりメニューを作って、フレイル予防のお話をします。

(特定健診野菜重量あて)

特定健診の会場で野菜重量あてクイズを実施し、野菜350g摂取を啓発します。



【土佐くろしお鉄道からのお知らせ】

JR土讃線（高知～窪川間）で実施される工事に伴い、一部列車が運休となることから、運休する特急列車の区間でバス代行輸送が実施されます。

土佐くろしお鉄道（中村・宿毛線）は通常ダイヤで運行いたしますが、窪川～高知間は代行バスに乗り換えとなりますので、所定の接続ができない場合がございます。

ご不便をおかけいたしますが、予めご了承ください。

□実施日

令和8年2月9日（月）、10日（火）、12日（木）、16日（月）、17日（火） 計5日

□運休となりバス代行となる特急列車及び区間（中村・宿毛線は通常ダイヤで運行）

（下り）高知⇒中村・宿毛方面

列車	代行バス区間及び時刻	中村・宿毛線の列車時刻
あしずり1号	須崎(10:40)～窪川(11:35)	窪川(12:11)～中村(13:12) 普通
あしずり3号	須崎(12:40)～窪川(13:35)	窪川(14:15)～中村(15:13) 普通
あしずり5号	高知(13:50)～窪川(15:40)	窪川(17:01)～宿毛(17:59) 特急

（上り）宿毛・中村⇒高知方面

列車	中村・宿毛線の列車時刻	代行バス区間及び時刻
あしずり6号	宿毛(9:05)～窪川(10:02)	窪川(10:10)～高知(12:00)
あしずり8号	中村(11:13)～窪川(11:53)	窪川(12:05)～須崎(13:00)
あしずり10号	中村(13:13)～窪川(13:52)	窪川(14:05)～須崎(15:00)

○代行バスの乗降駅は、高知・須崎・土佐久礼・窪川です。

○代行バスは普通乗車券でご利用いただけます。

※詳細は、土佐くろしお鉄道ホームページ、JR四国ホームページでご確認願います。

（お問合せ先）土佐くろしお鉄道中村駅 TEL 0880-35-4961

あなたの遺言書を残してみませんか （自筆証書遺言書保管制度）。

あなたが作成した自筆証書遺言書を法務局で大切に保管します。

法務局に保管していただくと、遺言書の紛失、改ざん等を防止できるほか、家庭裁判所での検認手続も不要となります。遺産分割での争い等を防ぐために自筆証書遺言書を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。

また、企業・各種団体・グループを対象として、本制度に関する「無料出張説明会」も実施していますので、ぜひお問い合わせください。

【法務局】

- ・高知地方法務局供託課 ☎088-822-3331（出張説明会問合せ先）
- ・高知地方法務局四万十支局 ☎0880-34-1600
- ・高知地方法務局香美支局 ☎0887-52-3049
- ・高知地方法務局須崎支局 ☎0889-42-0374
- ・高知地方法務局安芸支局 ☎0887-35-2272

【法務省ホームページ】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



幡多広域消費生活センター便り

賃貸住宅の「原状回復」のトラブルに注意!!



借り主が賃貸住宅を退去する際、キズや汚れ等を借主と貸主のどちらが修繕しなければならないのかといった原状回復費用の負担に関する相談や、原状回復費用として敷金が返金されない、敷金を上回る金額を請求されたという相談が寄せられています。

【事例】

- ・賃貸アパートの退去時、ペットが傷をつけたと言われ、クロスの張替え費用を請求された。傷の写真を見たが、ペットが付けた傷かはわからず納得できない。
- ・賃貸マンションの入居時にルームクリーニング代を支払った際、「退去時のルームクリーニング代は不要」と言われたにもかかわらず、退去時に請求され納得できない。
- ・10年以上住んだ賃貸アパートを退去したら、クロスの張替えなど高額な原状回復費を請求された。全額支払う必要があるのか。

●「原状回復」の一般的なルール 出典：原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省）

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない。
※一般的なルールと異なる条件を契約で定めている場合があります。

【アドバイス】

- ・契約する際は、契約内容や特約などをよく確認し、分からないことは説明してもらい、契約書は大切に保管しましょう。
- ・退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に、傷や汚れがないか、備え付けの設備に問題がないかなどを確認し、内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮るなど記録に残しましょう。
- ・賃貸住宅を退去する際の原状回復について、納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- ・困ったときはすぐに消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。

（高知県立消費生活センター 地域見守り情報 第235号より）

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座（無料）による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

幡多広域消費生活センター

〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号（アピアさつき2階駐車場西側）

TEL：0880-34-8805 FAX：0880-34-8809 消費者ホットライン：188

〈相談受付〉月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9：00～12：00 / 13：00～17：00

国際交流員の

ダーレン・リンです！

vol.9



みなさん、あけましておめでとうございます。

2025年は、様々な学びや経験、新しい出会いに恵まれ、とても充実した一年だったと振り返っています。みなさんは、お正月をどのように過ごされましたか？日本には初詣や初日の出、おせち料理など、日本ならではの行事がありますが、オーストラリアのお正月は少し違います。

私の地元のシドニーでは、シドニーハーバーブリッジ(港にかかるアーチ橋)から打ち上げられる花火を見るために、大勢の人が港周辺に集まり、美味しい食べ物を楽しみながら新年を迎えるパーティが行われます。伝統的な料理や行事はないですが、豪華絢爛な夜景で、年に一度イベントなので、興味のある人はぜひYouTubeなどで見てみて下さい！

今年のお正月は、台湾から私の両親が三原村を訪ねて来てくれました。一昨年は高熱のためぼっち正月を過ごしていましたが、今年は両親と一緒に三原村でどぶろくを味わい、和牛しゃぶしゃぶやカニなどの日本の名産品を満喫しながら、賑やかな時間を過ごすことができました。両親は何度も日本に来たことがありますが、四国と九州は今回が初めてでした。十日間で、高知、金刀比羅、三原村をはじめ、九州の別府、湯布院、高千穂、福岡など、さまざまな場所を巡りました。そこで感じた、日本や三原村についての感想を皆さんに共有したいと思います。

特に印象に残ったことは、日本で食べた物です。両親は、高知で食べた刺身や黒毛和牛について、「とても新鮮で美味しいのにオーストラリアの2～3倍も安い！」と驚いていました。鰹やウツボ、ゴリなどオーストラリアや台湾であまり食べない魚を美味しくいただきました。一方で、果物やお米はオーストラリアより高いものを堪能しました。りんご、いちご、土佐文旦の甘さと瑞々しさ、ご飯のもちもちとした食感、一粒一粒の味わい深さに感動し、毎日たくさん食べていました。

今回の訪問を通して、両親に“私が今どこで、どのような生活をしているのか”、そして三原村での田舎暮らしを体験してもらうことができました。山、川、林に囲まれた三原村を見た母から「都会にしか住んだことないあなたが、こんな山の中でちゃんと生活できてるの!？」と聞かれましたが、私は「うん、もう慣れてきたよ」と答え、少し誇らしく感じました。

本年もどうぞよろしくお願いします。



11月13日(火) 保・小・中合同発表会

保 育 所



そら組(5歳児)による踊り「ダイナミック琉球」



小 学 校



5・6年生による伝統芸能「うちわ踊り」



1～6年生の合唱「大切なもの」



1～6年生の合奏「ケセラセラ」



中 学 校



3年生による「オーストラリア研修の報告」



2年生「職場体験から学んだこと」



1年生「音楽発表」



文化部「箏演奏」



1～3年生の合奏